⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に首里城正殿復元設計業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所：〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２－１－１那覇第２地方合同庁舎２号館　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係　電話098―866―0031（内線）2541

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月24日付け内閣府沖縄総合事務局長公示。以下「平成30年10月24日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）沖縄総合事務局における平成31・32年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。

３）沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

４）平成30年10月24日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

１）構成員の分担業務が、業務の内容により、「首里城正殿復元設計業務設計共同体協定書」において明らかであること。

２）一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、「首里城正殿復元設計業務設計共同体協定書」において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、「首里城正殿復元設計業務設計共同体協定書」において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成14年８月１日付け府開管理第593号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

５　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴２）の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴２）の認定を受けていない構成員が４⑴２）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴２）の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴２）の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

６　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

７　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

８　その他

⑴　設計共同体の名称は、「首里城正殿復元設計業務△△・□□設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続きに参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）」（令和２年２月10日付け支出負担行為担当官　沖縄総合事務局開発建設部長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり役務調達調達仕様書案を作成したので、本調達仕様書案に対する意見を招請します。

令和２年２月10日

個人情報保護委員会事務局総務課長

青山　忠幸

◎調達機関番号　025　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　調達件名及び数量　次期監視・監督システムに係る調達及び工程管理支援等業務　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和２年３月２日正午（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―0013 東京都千代田区霞が関３－２－１霞が関コモンゲート西館32階　個人情報保護委員会事務局総務課会計係　電話03―6457―9619

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和２年２月10日から令和２年３月10日まで

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Support of procurement and process control for Next KanshiKantoku system 1 set

⑶　Time-Limit for the submission of comments : 12 : 00, 2, March, 2020

⑷　Contact point for the notice : Accounts subsection, General Affairs Division, Secretariat of Personal Information Protection Commission, 3―2―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―0013 Japan, TEL 03―6457―9619

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和２年２月10日

総務省大臣官房会計課企画官　松田　和男

◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13

○第１号（№１）

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等特定役務及び数量　総合無線局監理システム　基幹系機能拡充　設計・開発等の請負（2020年度）　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和２年３月２日午後５時（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8926 東京都千代田区霞が関二丁目１番２号　総務省大臣官房会計課契約第二係担当　池田　　昭　電話03―5253―5132

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和２年２月10日から令和２年３月２日まで

⑵　交付場所　政府電子調達システムへアクセスし入手すること。

４　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : The Functional Design and Development of Computer Software for PARTNER-Backbone system (2020) 1 set.

⑶　Time limit for the submission of comments : 5 : 00 PM 2 March 2020

⑷　Contact point for the notice : Ikeda Akira, Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Internal Affairs and Communications, 1―2 Kasumigaseki 2chome, Chiyoda-ku Tokyo 100―8926 Japan. TEL 03―5253―5132

○第２号（№２）

１　調達内容

⑴　第１号の⑴に同じ。

⑵　購入等特定役務及び数量　総合無線局監理システム　情報系機能拡充　設計・開発等の請負（2020年度）　一式

２から３まで第１号の２から３までに同じ。

４　Summary

⑴, ⑶ and ⑷　the same with the notice above (No. 1)

⑵　Nature and quantity of the services to be required : The Functional Design and Development of Computer Software for PARTNER-Information system (2020) 1 set.